第93回
定時株主総会
招集ご通知

日時

平成28年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
武蔵野銀行本店3階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議決権行使の期限
平成28年6月27日（月曜日）
午後5時40分

武蔵野銀行

証券コード：８３３６

目　次

第93回定時株主総会招集ご通知 …… 1
（添付書類）
第93期事業報告 …… 3
計算書類 ……21
連結計算書類 ……34
監査報告書 ……53
（株主総会参考書類）
第1号議案　剰余金の処分の件 ……56
第2号議案　監査役2名選任の件 ……57
第3号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件 ……58
インターネット等による議決権行使のご案内 ……63
株主総会会場ご案内図

証券コード 8336
平成28年６月６日

株　主　各　位

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地８
株式会社 武蔵野銀行
取締役頭取　加 藤 喜 久 雄

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当行第93回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年６月27日（月曜日）午後５時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　平成28年６月28日　（火曜日）　午前10時（受付開始 午前９時）
2. 場　　所　さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地８　当行本店３階ホール
3. 目 的 事 項

報告事項

(1)第93期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

(2)第93期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　監査役２名選任の件
第３号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

4. 議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ
(http://www.musashinobank.co.jp/) に掲載させていただきます。

添付書類

第93期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果等

○主要な事業内容

当行は、埼玉県を中心に、預金業務及び貸出金業務を主体としつつ、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務のほか、公共債・投資信託・保険商品の販売業務等を営み、地域金融機関として多様な金融商品・サービスを提供しております。

○金融経済環境

国内経済を振り返りますと、訪日外国人によるインバウンド消費が一部の需要を牽引しましたが、年度前半をみると、物価上昇が賃金の伸びを上回り実質所得が伸び悩むなか、個人消費が力強さに欠け、また、新興国経済の減速を背景に輸出や生産活動が停滞しました。年度後半に入っても、所得から支出への循環が強まらないなか、年明け以降進行した株安による消費者マインドの悪化もあって、個人消費の停滞が続き、景気は足踏みを続けました。

このような経済情勢のなかで株式市況は、日経平均株価が年度当初から15年振りに20,000円台を回復し堅調に推移していましたが、８月には、中国・上海市場を震源地とする世界同時株安から18,000円台まで急落、その後は、米国の利上げを巡り方向感の定まらない展開となりました。年明け後には、原油価格低下に円高進行も加わり、16,000円台まで急速に低下、１月末の日銀のマイナス金利導入決定を受け一時は上昇しましたが、世界的な景気減速懸念を受けたリスクオフの動きが高まり、３月末の終値は16,758円と年度ベースで５年振りの下落となりました。

無担保コール翌日物金利は、0.1％を下回る低水準で推移していましたが、日銀のマイナス金利導入を受け、マイナス0.009％まで低下しました。また、長期金利（新発国債10年物利回り）も、６月に0.5％前後で推移していましたが、世界的なリスクオフの動きの高まりや日銀の追加金融緩和期待から10月には0.3％台に低下、マイナス金利導入決定後は急速に低下し、３月にはマイナス0.105％まで低下しました。この結果、長短金利差は大幅に縮小されました。

県内経済におきましても、雇用環境は改善傾向にあるものの、所得改善の遅れから個人消費は力強さに欠け、生産活動は新興国経済減速の影響による輸出の停滞、低調な自動車の国内販売等から横這い圏内で推移するなど、足踏み状態が続きました。先行きについては、個人消費は雇用・所得環境の改善により緩やかに回復し、設備投資は欧米を中心とする輸出の回復に伴う生産活動の持ち直しから、小幅ながらも増加が期待されます。また、昨年は圏央道の県内区間全線開通、上野東京ラインの運行、北陸新幹線の開業、さらに本年は北海道新幹線が開通するなど、交通の利便性が高まり、東京オリンピック関連の施設開発の本格化もあいまって、県内経済の更なる活性化が期待されています。

○事業の経過及び成果

[事 業 の 経 過]

このような金融経済環境のもと、当期は、中期経営計画「ＭＶＰ １／３（ワンサード）」の最終年度にあたり、長期ビジョン「埼玉に新たな価値を創造する『地域Ｎｏ．１銀行』」の実現を目指し、営業態勢の強化や経営体質の強化に取り組んでまいりました。

当期の主な施策のうち店舗関連につきましては、地理的・経済的にも繋がりが深い都県境地域に「板橋支店」を開設したほか、越谷支店と本庄支店の新築移転を行うとともに、本庄南支店を当行初の「ブランチ・イン・ブランチ」形式で新しい本庄支店内に移転統合いたしました。

新商品・サービスにつきましては、県内金融機関では初めてとなるスマートフォンから口座開設のお申込みができる「むさしの口座開設アプリ」や、世界200以上の国と地域でご利用できるプリペイドカード「ＮＥＯ ＭＯＮＥＹ」の取り扱いを開始いたしました。また、子育て世代のお客さまを応援する産休・育休期間中でもお借入れ可能な「産休・育休特例」付住宅ローンや、人口減少に伴い顕在化している空き家問題に対応する「むさしの空き家活用ローン」の取り扱いを開始いたしました。このほか、人の感情を理解し自ら感情表現できる人型ロボット「Pepper for Biz」を導入し、お客さま応対に活用するなどサービスの拡充や利便性の向上に努めてまいりました。

地方創生への取り組みにつきましては、地域金融機関として「地方版総合戦略」の推進を支援していくため、「まち・ひと・しごと創生推進チーム」を設置したほか、地域創生や地域活性化につながる事業を支援するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する県内金融機関で初の投資ファンド「むさしの地域創生推進ファンド」（総額５億円）を設立いたしました。また、春日部市が実施する「春日部市立小・中学校普通教室等エアコン整備ＰＦＩ事業」(民間資金を活用した社会資本整備事業) のプロジェクトファイナンスを組成するなど、コンサルティング営業の強化を図りお客さまの課題解決や地域産業の育成支援を行っております。さらに、さいたま市と市民サービスの向上と地域活性化に向けた連携協力を図るため「包括連携協定」を締結したほか、幸手市商工会と地域産業の活性化を目的とする連携・協力に関する「包括的連携協定」を締結し、地方自治体等との連携強化に取り組んでおります。

上記のほか、環境保全活動やスポーツの振興、金融教育の支援やボランティア活動など地域貢献活動につきましても継続的に実施しており、今後も多様なサービスの提供や地域社会の発展に積極的に取り組んでまいります。

[事 業 の 成 果]

(預金及び預り資産)

預金につきましては、地域に密着した営業基盤の拡充や総合取引の推進等に努めました結果、当期末の譲渡性預金を含めた預金等残高は前期末比726億円増加し、４兆123億円（うち譲渡性預金1,634億円）となりました。また、お客さまの多様化する資産運用ニーズにお応えするため、投資信託・国債・保険等の預り資産の増強に努めました結果、預り資産残高は前期末比293億円増加し、7,122億円となりました。

(貸出金)

貸出金につきましては、貸出資産の健全性を堅持する方針のもと、県内地元企業及び個人のお客さまのニーズにお応えすべく、積極的に取り組み良質な貸出金の増強に努めました結果、当期末の貸出金残高は前期末比1,099億円増加し、３兆3,331億円となりました。

(有価証券)

有価証券業務につきましては、公共債等を引き受けるとともに、安全かつ効率性・収益性を重視した資金運用に努めました結果、当期末の有価証券運用残高は前期末比181億円増加し、7,639億円となりました。なお、商品有価証券の当期末残高は４億円であります。

(損益状況)

経常収益は、預り資産手数料を主因に役務取引等収益が増加する一方、貸出金利息を主因とする資金運用収益、及び国債等債券売却益などのその他業務収益が減少したこと等から、前期比22億15百万円減少し626億17百万円となりました。

一方、経常費用は、貸倒引当金繰入額を主因にその他経常費用が増加したものの、物件費を主因とする営業経費が減少したこと等から前期比15億97百万円減少し457億75百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比６億18百万円減少し168億41百万円となり、特別利益に退職給付制度改定益13億45百万円を計上しましたことから、当期純利益は前期比４億86百万円増加し112億84百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益が前期比7億72百万円減少し187億72百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比19億３百万円減少し125億63百万円となりました。

○対処すべき課題

金融機関におきましては、法令遵守、内部統制、社会的責任など「企業経営の質」や「経営の透明性」が厳しく問われるとともに、成長性や収益性の継続的な向上、財務体質の一段の強化が求められております。

当行といたしましても、お客さまの高度化・多様化するニーズに的確にお応えするため、人材育成に注力するとともに、付加価値の高い商品、サービスを継続的に提供することにより、貸出金や預金、預り資産等のボリュームの拡大を図り、収益力や財務内容の一層の改善に努めると同時に、リスク管理態勢や企業集団として、コーポレート・ガバナンスを強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指していくことが最大の経営課題と認識しております。

当行は平成25年４月に策定した、「埼玉に新たな価値を創造する『地域No.１銀行』」を標榜した長期ビジョンの実現に向けた第２工程として、平成28年４月より、「埼玉や地域のニーズを最も熟知すること」を起点とし、「お客さまから一番に相談され、その課題に寄り添い、ともに解決する銀行」を目指す、中期経営計画「ＭＶＰ　２／３（ツーサード）」をスタートさせ、様々な経営課題に対処していくこととしております。

また、自主独立路線を堅持し、長期ビジョンの実現を目指していくためには、必要な経営資源を確保し、強化していくことも重要であるとの認識から、平成28年３月に千葉銀行との包括提携「千葉・武蔵野アライアンス」を締結しました。

当行は地元金融機関として、今までにも増してお客さまとの強固な信頼関係を構築し、地元経済の発展に貢献するため、地方創生への取り組みに尽力してまいります。また、コンプライアンスの更なる向上を図り、女性の活躍推進やお客さま満足度向上にも取り組むことで、持続可能性の高い企業へと変革していきたいと考えております。

こうした取り組みを通じて、競争力のある経営体質を確立するとともに、地域金融機関として、お客さま、株主さま、地域社会など全てのステークホルダーのご期待にお応えできるよう、「More For You　もっと、街・暮らし・笑顔のために」というブランドメッセージのもと役職員一同最大限の努力を続けてまいる所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（2）財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預金	36,348	36,953	38,362	38,489
定期性預金	17,889	17,160	17,511	16,742
その他	18,458	19,793	20,850	21,746
社債	100	250	250	250
貸出金	29,626	30,786	32,232	33,331
個人向け	9,865	10,018	10,269	10,373
中小企業向け	13,458	13,724	14,668	15,181
その他	6,302	7,044	7,293	7,776
商品有価証券	2	0	1	4
有価証券	7,190	7,670	7,458	7,639
国債	2,544	2,789	2,241	2,067
その他	4,645	4,881	5,217	5,572
総資産	39,147	40,631	42,379	43,160
内国為替取扱高	110,024	116,966	120,373	120,685
外国為替取扱高	百万ドル 3,874	百万ドル 2,728	百万ドル 2,207	百万ドル 1,610
経常利益	百万円 17,178	百万円 16,762	百万円 17,459	百万円 16,841
当期純利益	百万円 10,519	百万円 9,748	百万円 10,798	百万円 11,284
1株当たり当期純利益	円 銭 311 65	円 銭 290 75	円 銭 322 02	円 銭 336 50

（注）1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

(ご参考)企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	776	769	760	743
経常利益	189	188	195	187
親会社株主に帰属する当期純利益	111	103	144	125
包括利益	199	115	316	23
純資産額	1,946	2,027	2,293	2,290
総資産	39,293	40,797	42,570	43,289

（注）1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．会計基準の変更により、従来の連結「当期純利益」は平成27年度から「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

（3）従業員の状況

	当年度末	前年度末
従業員数	2,297人	2,274人
平均年齢	40年１月	40年６月
平均勤続年数	16年３月	16年６月
平均給与月額	413千円	417千円

（注）１．平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
２．従業員数には、臨時雇員は含みません。
３．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

（4）営業所等の状況

イ　営業所数の推移

平成27年９月に板橋支店を開設いたしました。これにより当年度末の店舗数は前年度末比１か店増加し、96か店（県内92か店）となりました。

	当年度末	前年度末
埼玉県	92か店（うち出張所１）	92か店（うち出張所１）
東京都	3か店（〃　—）	2か店（〃　—）
茨城県	1か店（〃　—）	1か店（〃　—）
合計	96か店（〃　１）	95か店（〃　１）

（注）１．本庄南支店については支店内支店化（ブランチ・イン・ブランチ方式）を行ったことにより、店舗の拠点数としては95か店となっております。
２．上記のほか、当年度末において店舗外ＡＴＭを114か所（前年度末112か所）設置しております。また、株式会社イーネット、株式会社セブン銀行及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携によるATMサービスもご利用いただけます。

（当年度末現在）

	埼玉県内		埼玉県外	
	当年度末	前年度末	当年度末	前年度末
イーネットＡＴＭ	724か所	702か所	12,712か所	12,405か所
セブン銀行ＡＴＭ	1,270か所	1,223か所	19,458か所	18,132か所
ローソンＡＴＭ	483か所	457か所	10,694か所	10,321か所

ロ　当年度新設営業所

営業所名	所在地
板橋支店	東京都板橋区上板橋一丁目19番16号 アソルティ上板橋301号室

（注）当年度において店舗外ＡＴＭを下記の３か所新設、１か所廃止いたしました。なお、コープ指扇店出張所は店舗改装のため休止しております。
＜新設＞
①ららぽーと富士見出張所（富士見市）
②コクーンシティ コクーン２出張所（さいたま市）
③本庄中央出張所（本庄市）
＜廃止＞
①マミーバリュー花田店出張所（越谷市）

（5）設備投資の状況

イ　設備投資の総額

設　備　投　資　の　総　額	3,745百万円

ロ　重要な設備の新設等

内　　容	金　　額
店　舗　新　築　建　替　等	543百万円

（6）重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
ぶぎん保証株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目265番地１	個人向け融資に係る信用保証業務	昭和57年4月２日	90百万円	99.36%
ぶぎん総合リース株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目218番地	一般リース、延払取引、オートリース業務	昭和50年4月１日	120	40.00
ぶぎんシステムサービス株式会社	さいたま市大宮区北袋町一丁目307番地	コンピュータシステムの開発･販売･保守管理業務	平成元年8月１日	20	45.00
株式会社ぶぎん地域経済研究所	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地８	県内経済･産業の調査研究、経営･税務等の相談、各種セミナーの開催	平成４年4月20日	20	42.50
株式会社ぶぎんキャピタル	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地８	ベンチャー企業等への投資、経営相談	平成９年4月１日	20	5.00
むさしのカード株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目218番地	クレジットカード(JCB・VISA)、金銭の貸付、カード業務に係る信用保証業務	昭和60年11月25日	40	62.27

(注)　１．資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
　　２．上記の重要な子会社６社は、連結対象子会社であります。なお、持分法適用子会社は該当ありません。

重要な業務提携の概況

①地方銀行64行の提携により、現金自動設備（以下ＡＴＭという）の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。

②地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、ＡＴＭの相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

③地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

④株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ＡＴＭの相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。

⑤当行と埼玉県に本店を置く信用金庫４金庫、中央労働金庫、埼玉県信連（県内の農業協同組合）との連携により、口座振替による代金回収サービス「埼玉ネットワークサービス（略称ＳＮＳ)」を行っております。

⑥株式会社イーネット、株式会社セブン銀行及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置したＡＴＭサービスを行っております。

⑦株式会社イオン銀行とのＡＴＭ利用提携により、イオン等に設置されたＡＴＭもご利用できます。

⑧株式会社ビューカードとのＡＴＭ利用提携により、首都圏を中心としたＪＲの駅に設置のＡＴＭ「VIEW ALETTE (ビューアルッテ)」もご利用できます。

（7）事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

（8）その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	そ　の　他
加　藤　喜久雄	取締役頭取（代表取締役）		
町　田　秀　夫	専務取締役（代表取締役） [担当] 監査部		
中　村　元　信	常務取締役 [担当] 地域サポート部、事務集中部		
赤　城　功　一	常務取締役 [担当] 融資部、総務部		
小　山　和　也	常務取締役 [担当] 営業統括部、市場国際部		
長　堀　和　正	常務取締役 [担当] 総合企画部、事務統括部		
白　井　利　幸	常務取締役 [担当] 人事部、リスク統括部		
石　田　惠　美	取締役（社外役員）	弁護士 公認会計士	
樋　口　　武	取締役（社外役員）		
清　水　秀　美	常勤監査役		
石　川　　誠	常勤監査役		
黒　石　　輯	監査役（社外役員）		銀行経営者及び監査役として豊富な経験と知見を有しております。
毛　塚　富　雄	監査役（社外役員）		企業経営者として豊富な経験と知見を有しております。
田　村　健　次	監査役（社外役員）		埼玉県出納長としての経歴を持ち、財務及び会計に関する知見を有しております。

（注）1．取締役石田恵美、樋口武の両氏は社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2．監査役黒石輯、毛塚富雄、田村健次の３氏は社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）会社役員に対する報酬等

区　　分	支 給 人 数	報　　酬　　等
取　締　役	10名	277百万円（24百万円）
監　査　役	6名	50百万円
計	16名	328百万円（24百万円）

（注）１．取締役の報酬等には、当事業年度に係る株式報酬型ストックオプション報酬額24百万円が含まれており、（　）内書きしております。また、支給人数及び報酬等の額には、平成27年６月26日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名分、監査役１名分を含めております。
２．平成23年６月29日開催の第88回定時株主総会の決議によって定められた報酬限度額は、取締役が年額350百万円、監査役が年額60百万円であります。また、上記取締役の報酬限度額とは別枠に、平成23年６月29日開催の第88回定時株主総会の決議によって定められた株式報酬型ストックオプションとしての取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、年額100百万円であります。
３．上記のほか、平成23年６月29日開催の第88回定時株主総会決議に基づき、退任監査役１名に対し８百万円の役員退職慰労金を支給しております。

（3）責任限定契約

氏　　名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
取締役　石田　惠美	会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとしております。
取締役　樋口　　武	
監査役　黒石　　輯	
監査役　毛塚　富雄	
監査役　田村　健次	

３．社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
取締役　石田　惠美	弁護士、公認会計士

（2）社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
取締役　石田　恵美	２年９か月	取締役会　13回開催中　13回出席	弁護士・公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役　樋口　　武	９か月	取締役会　10回開催中　10回出席	企業経営者としての豊富な経験と見識を活かし適宜発言を行っております。
監査役　黒石　　輯	６年９か月	取締役会　13回開催中　13回出席 監査役会　12回開催中　12回出席	銀行経営者としての豊富な経験や専門的な知識を活かし適宜発言を行っております。
監査役　毛塚　富雄	２年９か月	取締役会　13回開催中　13回出席 監査役会　12回開催中　12回出席	企業経営者としての豊富な経験や専門的な知識を活かし適宜発言を行っております。
監査役　田村　健次	９か月	取締役会　10回開催中　10回出席 監査役会　９ 回開催中　９ 回出席	地方行政経験者としての実務的見地から適宜発言を行っております。

（3）社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	６名	45百万円	一百万円

（注）１．支給人数及び報酬等の額には、平成27年６月26日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役１名分を含めております。
２．上記のほか、平成23年６月29日開催の第88回定時株主総会決議に基づき、退任した社外監査役１名に対し８百万円の役員退職慰労金を支給しております。

（4）社外役員の意見

上記（1）から（3）の内容に対する社外役員の意見はありません。

4．当行の株式に関する事項

（1）株　　式　　数　　発行可能株式総数　　80,000千株
発行済株式の総数　　33,805千株
（注）　株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

（2）当年度末株主数　　11,861名

（3）大　　株　　主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,482千株	7.40%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,218	3.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	1,217	3.63
ＣＢＮＹ－ＧＯＶＥＲＮＭＥＮＴ　ＯＦ　ＮＯＲＷＡＹ	782	2.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	752	2.24
明治安田生命保険相互会社	735	2.19
武蔵野銀行従業員持株会	730	2.17
住友生命保険相互会社	702	2.09
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	646	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	564	1.68

（注）１．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は自己株式（270千株）を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	①名称　株式会社武蔵野銀行第１回新株予約権 ②新株予約権の割当日　平成23年７月27日 ③新株予約権の数　33個（新株予約権１個につき100株） ④目的となる株式の種類及び数　当行普通株式　3,300株 ⑤新株予約権の行使期間　平成23年７月28日から平成48年７月27日 ⑥権利行使価額　１株当たり１円 ⑦権利行使についての条件　(注)	２名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役(社外役員を除く)	① 名称　株式会社武蔵野銀行第２回新株予約権 ② 新株予約権の割当日　平成24年７月30日 ③ 新株予約権の数　54個（新株予約権１個につき100株） ④ 目的となる株式の種類及び数　当行普通株式　5,400株 ⑤ 新株予約権の行使期間　平成24年７月31日から平成49年７月30日 ⑥ 権利行使価額　１株当たり１円 ⑦ 権利行使についての条件　(注)	３名
	① 名称　株式会社武蔵野銀行第３回新株予約権 ② 新株予約権の割当日　平成25年７月31日 ③ 新株予約権の数　49個（新株予約権１個につき100株） ④ 目的となる株式の種類及び数　当行普通株式　4,900株 ⑤ 新株予約権の行使期間　平成25年８月１日から平成50年７月31日 ⑥ 権利行使価額　１株当たり１円 ⑦ 権利行使についての条件　(注)	４名
	① 名称　株式会社武蔵野銀行第４回新株予約権 ② 新株予約権の割当日　平成26年７月30日 ③ 新株予約権の数　66個（新株予約権１個につき100株） ④ 目的となる株式の種類及び数　当行普通株式　6,600株 ⑤ 新株予約権の行使期間　平成26年７月31日から平成51年７月30日 ⑥ 権利行使価額　１株当たり１円 ⑦ 権利行使についての条件　(注)	６名
	① 名称　株式会社武蔵野銀行第５回新株予約権 ② 新株予約権の割当日　平成27年７月29日 ③ 新株予約権の数　57個（新株予約権１個につき100株） ④ 目的となる株式の種類及び数　当行普通株式　5,700株 ⑤ 新株予約権の行使期間　平成27年７月30日から平成52年７月29日 ⑥ 権利行使価額　１株当たり１円 ⑦ 権利行使についての条件　(注)	７名
社外取締役	―	―
監査役	―	―

(注)　新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り一括して行使できるものとする。

（２）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　業務執行社員 公認会計士　水守理智 指定有限責任社員　業務執行社員 公認会計士　大村真敏 指定有限責任社員　業務執行社員 公認会計士　細野和也	67百万円	―

（注）１．会計監査人の報酬等の額について、当行監査役会は、会計監査人の監査計画及び職務執行状況並びに報酬見積りの算出根拠等の適切性について必要な検証を行い、同意の判断をしております。
２．当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計金額を記載しております。
３．当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は74百万円であります。
４．会計監査人が過去２年間に業務の停止処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項
金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容の概要
①処分の対象者　新日本有限責任監査法人
②処分の内容　平成28年１月１日から平成28年3月31日までの３か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
③処分理由　・社員の過失による虚偽証明　・監査法人の運営が著しく不当

（2）責任限定契約

該当事項はありません。

（3）会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条第１項に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務執行を適切に執行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

7．会社の支配に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、定めておりません。

８．業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

（業務の適正を確保する体制）

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり定めております。

（１）取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当行の倫理、行動の基本指針である「行動憲章」及び法令遵守の基本的規則である「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令遵守の徹底に努めております。
・頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、当行全体のコンプライアンスの統括部署としてリスク統括部経営法務室を設置するとともに、各部店内にコンプライアンス体制を統括管理する「法令遵守担当者」を任命しております。
・法令違反行為その他のコンプライアンスに関する行内通報制度や、財務報告の適正性を確保するために財務報告に関する基本方針を定め、必要な内部管理体制を整備しております。
・反社会的勢力との関係を排除・遮断するための対策として、対応部署を総務部内に設置し、問題発生時には、直ちに取締役等の経営陣への報告に加え、警察等関連機関と連携する態勢を整えております。
・監査役及び内部監査部署は、当行の法令遵守体制等の運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を要請できることとしております。

（２）損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・リスク統括部を当行全体のリスク管理の統括部署とし、別途定めるそれぞれのリスク管理規程により、担当部署、管理運営方法等を定めるものとしております。
・経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生した場合、業務の継続性確保及び早期復旧に向けた対応を図ることとしております。

（３）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、取締役で構成する経営会議に、取締役会で定めた経営上重要な事項の執行についての審議を委任するとともに、業務執行は、取締役会の決議により選任された執行役員及びその他の責任者が、これを行っております。
・取締役会は、取締役の職務の執行を監督するとともに、取締役会及び各取締役は、執行役員及びその他の責任者の職務を監督する権限を有し、その責任を負うものとしております。

（4）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び行内規則に基づき適切かつ確実に保存及び管理することとしております。

（5）当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・関連会社管理規程ほか行内規程等に基づき、協議・報告事項を定めるほか、定期的に当行及びグループ会社の取締役が出席する「グループ情報連絡会」を開催し、グループ全体としての業務の適正化を図ることとしております。
・法令違反行為などの通報制度として、グループ会社の取締役及び使用人から当行の担当部署へ通報できる内部通報制度を設け、その運用を行うとともに、当行の内部監査部署がグループ会社に対する監査を実施し、業務の適正化に努めております。

（6）監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役補助者を１名以上配置し、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないこととしております。
②取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役及び使用人は当行の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役会に遅滞なく報告することとしております。また、監査役は必要に応じて当行グループの取締役及び使用人、会計監査人等に対して報告を求めることができる体制としております。また、当行グループにおける監査結果や内部通報の状況について、担当部署が監査役へ報告することとしております。
③監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
・監査役へ報告を行った者が当該通報をしたこと自体による不利な取り扱いの禁止を内部通報制度規程に明記しております。
④監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
⑤その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役会、経営会議、その他重要な会議に監査役が出席し、意見を述べる体制としているほか、監査役と取締役、監査役と社外取締役が定期的に意見の交換を行い相互の認識を深めるよう努めております。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当事業年度における上記基本方針に基づく運用状況の概要は次のとおりです。

（1）コンプライアンス態勢

コンプライアンスを実践する具体的な計画として、コンプライアンス・プログラムを取締役会で審議・決定し、全役職員に周知するとともに、コンプライアンス委員会にて進捗状況等をモニタリング（2回）しております。また、コンプライアンス委員会の下部組織である本部法令遵守担当者会議を毎月開催し、その内容を経営へ報告しております。

（2）リスク管理体制

与信ポートフォリオ委員会（6回）、ＡＬＭ委員会（12回）、オペレーショナル・リスク管理委員会（4回）を開催し、その内容を経営へ報告したほか、取締役も参加するＢＣＰ訓練を2回実施いたしました。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

取締役会を13回開催したほか、取締役会の権限委譲による決定機関である経営会議（ＡＬＭ、リスク管理に関する経営会議を含む）を49回開催しました。

（4）当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の業務実績について取締役会に報告（4回）したほか、グループ情報連絡会を開催（2回）し、経営課題の把握と対応方針について協議しました。

（5）監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役の職務を補助する専任の担当者を1名配置するとともに、内部監査部署は当行グループの監査結果等を内部監査報告会を開催（12回）し、監査役に報告しました。また、常勤及び社外監査役は全ての取締役会に出席し、常勤監査役は経営会議その他重要な会議及びグループ情報連絡会等に出席し、意見を述べる体制としたほか、監査役と取締役、監査役と社外取締役が定期的に意見交換を行いました。

9．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12．その他

該当事項はありません。

第93期末（平成28年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**149,268**	**預金**	**3,848,970**
現金	33,573	当座預金	147,610
預け金	115,695	普通預金	1,935,888
買入金銭債権	**11,553**	貯蓄預金	53,181
商品有価証券	**495**	通知預金	6,248
商品地方債	495	定期預金	1,664,345
金銭の信託	**1,490**	定期積金	9,939
有価証券	**763,978**	その他の預金	31,756
国債	206,717	**譲渡性預金**	**163,427**
地方債	134,090	**債券貸借取引受入担保金**	**7,257**
社債	190,033	**借用金**	**10,129**
株式	55,604	借入金	10,129
その他の証券	177,531	**外国為替**	**336**
貸出金	**3,333,149**	売渡外国為替	249
割引手形	16,491	未払外国為替	86
手形貸付	158,354	**社債**	**25,000**
証書貸付	2,924,396	**その他負債**	**11,759**
当座貸越	233,907	未払法人税等	2,341
外国為替	**2,315**	未払費用	1,715
外国他店預け	2,116	前受収益	1,273
買入外国為替	30	給付補填備金	38
取立外国為替	168	金融派生商品	3,279
その他資産	**8,563**	リース債務	150
前払費用	43	資産除去債務	825
未収収益	3,490	その他の負債	2,136
金融派生商品	1,174	**賞与引当金**	**1,206**
その他の資産	3,855	**退職給付引当金**	**4,176**
有形固定資産	**36,047**	**睡眠預金払戻損失引当金**	**539**
建物	9,736	**偶発損失引当金**	**412**
土地	24,450	**繰延税金負債**	**6,915**
リース資産	140	**再評価に係る繰延税金負債**	**4,227**
その他の有形固定資産	1,720	**支払承諾**	**7,730**
無形固定資産	**3,144**	**負債の部合計**	**4,092,088**
ソフトウェア	2,979		
その他の無形固定資産	164	**（純資産の部）**	
前払年金費用	**8,924**	**資本金**	**45,743**
支払承諾見返	**7,730**	**資本剰余金**	**38,351**
貸倒引当金	**△10,578**	資本準備金	38,351
		利益剰余金	**107,339**
		利益準備金	10,087
		その他利益剰余金	97,252
		不動産圧縮積立金	423
		別途積立金	84,560
		繰越利益剰余金	12,269
		自己株式	**△804**
		株主資本合計	**190,630**
		その他有価証券評価差額金	**27,059**
		繰延ヘッジ損益	**△2,056**
		土地再評価差額金	**8,286**
		評価・換算差額等合計	**33,288**
		新株予約権	**74**
		純資産の部合計	**223,993**
資産の部合計	**4,316,082**	**負債及び純資産の部合計**	**4,316,082**

第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**62,617**
資金運用収益	**46,496**	
貸出金利息	38,432	
有価証券利息配当金	7,758	
コールローン利息	43	
預け金利息	17	
その他の受入利息	245	
役務取引等収益	**11,562**	
受入為替手数料	2,284	
その他の役務収益	9,278	
その他業務収益	**1,582**	
商品有価証券売買益	5	
国債等債券売却益	1,206	
国債等債券償還益	5	
金融派生商品収益	364	
その他経常収益	**2,975**	
償却債権取立益	457	
株式等売却益	1,655	
その他の経常収益	862	
経常費用		**45,775**
資金調達費用	**2,879**	
預金利息	1,661	
譲渡性預金利息	142	
コールマネー利息	5	
債券貸借取引支払利息	22	
借用金利息	118	
社債利息	221	
金利スワップ支払利息	705	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**4,406**	
支払為替手数料	548	
その他の役務費用	3,857	
その他業務費用	**1,337**	
外国為替売買損	277	
国債等債券売却損	931	
国債等債券償還損	128	
営業経費	**34,871**	
その他経常費用	**2,281**	
貸倒引当金繰入額	1,353	
株式等売却損	160	
株式等償却	0	
金銭の信託運用損	7	
その他の経常費用	758	
経常利益		**16,841**

(単位：百万円)

科目	金額	
特別利益		**1,345**
固定資産処分益	0	
退職給付制度改定益	1,345	
特別損失		**22**
固定資産処分損	22	
税引前当期純利益		**18,164**
法人税、住民税及び事業税	**4,918**	
法人税等調整額	**1,961**	
法人税等合計		**6,879**
当期純利益		**11,284**

第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	45,743	38,351	—	38,351
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
不動産圧縮積立金の積立				
不動産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
利益剰余金から資本剰余金への振替			0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	45,743	38,351	—	38,351

（単位：百万円）

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		不動産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,087	421	74,560	13,670	98,738	△802	182,031
当期変動額							
剰余金の配当				△2,682	△2,682		△2,682
当期純利益				11,284	11,284		11,284
不動産圧縮積立金の積立		9		△9	—		—
不動産圧縮積立金の取崩		△7		7	—		—
別途積立金の積立			10,000	△10,000	—		—
自己株式の取得						△11	△11
自己株式の処分						9	8
利益剰余金から資本剰余金への振替				△0	△0		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	1	10,000	△1,400	8,601	△1	8,599
当期末残高	10,087	423	84,560	12,269	107,339	△804	190,630

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	32,947	△1,190	8,064	39,820	58	221,910
当期変動額						
剰余金の配当						△2,682
当期純利益						11,284
不動産圧縮積立金の積立						—
不動産圧縮積立金の取崩						—
別途積立金の積立						—
自己株式の取得						△11
自己株式の処分						8
利益剰余金から資本剰余金への振替						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,887	△866	222	△6,531	16	△6,515
当期変動額合計	△5,887	△866	222	△6,531	16	2,083
当期末残高	27,059	△2,056	8,286	33,288	74	223,993

第93期（平成28年３月31日現在）個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法
（１）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
（２）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　　物　　15年～50年
そ の 他　　４年～20年
（２）無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
（３）リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準
（１）貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,501百万円であります。

（2）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金の当事業年度末残高には、執行役員分65百万円が含まれております。

（追加情報）

（退職給付制度の一部改定）

当行は、平成28年１月１日付で退職給付制度を一部改定しております。

これにより、当行は、退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行するとともに、退職一時金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度についてポイント制を導入いたしました。

また、当行は、確定給付企業年金制度における給付利率を引下げいたしました。

移行等に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号　平成14年１月31日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号　平成19年２月７日改正）を適用しております。

これにより、当事業年度において特別利益1,345百万円を計上しております。

なお、ポイント制の導入及び確定給付企業年金制度における給付利率の引下げにより過去勤務費用△1,588百万円が発生しております。

（4）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

（5）偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会等に対する責任共有制度負担金及び保証協会負担金等の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

7．ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産については金利スワップの特例処理を行っております。

8．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

（会計方針の変更）

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-２項（４）及び事業分離等会計基準第57-４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式及び出資金総額　6,123百万円

２．貸出金のうち、破綻先債権額は930百万円、延滞債権額は51,881百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は115百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,798百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,725百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,522百万円であります。

７．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	52,928百万円
担保資産に対応する債務	
預金	3,860百万円
債券貸借取引受入担保金	7,257百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券17,199百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金2,416百万円が含まれております。

８．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、317,147百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが307,468百万円あります。なお、このほかに総合口座の当座貸越契約に係る融資未実行残高が303,954百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は9,818百万円であります。

10．有形固定資産の減価償却累計額　27,556百万円

11．有形固定資産の圧縮記帳額　1,469百万円

12．借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。

13．社債は、劣後特約付社債であります。

14．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は10,197百万円であります。

15．関係会社に対する金銭債権総額　14,752百万円

16．関係会社に対する金銭債務総額　11,536百万円

(損益計算書関係)

1．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	92百万円
役務取引等に係る収益総額	23百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	62百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	2百万円
役務取引等に係る費用総額	523百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	―百万円
営業経費	443百万円

2．関連当事者との取引については、以下のとおりであります。

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	当行の議決権比率	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ぶぎん保証株式会社	99.36%	当行ローンの保証	期末被保証債権	858,301	―	―
				保証料の支払額	389	―	―
				代位弁済の受取額	1,288	―	―

（注）　保証料については、一般的な市場実勢等を勘案し決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式	271	2	3	270	
普通株式	271	2	3	270	(注)

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成28年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1

2．満期保有目的の債券（平成28年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	4,343	4,377	34
	小計	4,343	4,377	34
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	6,353	6,330	△23
	小計	6,353	6,330	△23
合計		10,697	10,708	10

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成28年３月31日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は該当ありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	5,929
関連法人等株式	—
組合出資金	194
合計	6,123

4．その他有価証券（平成28年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	40,863	18,754	22,108
	債券	515,247	499,655	15,591
	国債	206,717	199,183	7,534
	地方債	132,992	128,907	4,084
	社債	175,537	171,564	3,972
	その他	121,120	117,033	4,086
	小計	677,231	635,444	41,786
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,088	8,586	△1,498
	債券	4,897	4,901	△4
	国債	—	—	—
	地方債	1,098	1,100	△1
	社債	3,798	3,801	△2
	その他	66,815	68,701	△1,886
	小計	78,800	82,189	△3,388
合計		756,032	717,634	38,397

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	1,723
その他	497
合計	2,220

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
社債	195	196	1
合計	195	196	1

（売却の理由）私募債の買入消却によるものであります。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	3,666	1,485	160
債券	67,028	932	384
国債	52,252	736	375
地方債	11,010	131	—
社債	3,765	64	8
その他	19,127	442	547
合計	89,821	2,861	1,092

(注)　時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含めて開示しております。

7．保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

8．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理額はありません。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。
ア　期末時価が帳簿価額の50％以上下落した場合
イ　期末時価が帳簿価額の30％以上50％未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合
①　時価が過去１年間にわたり帳簿価額の30％以上下落、又は格付の著しい低下
②　発行会社が債務超過
③　発行会社が２期連続の赤字決算

(金銭の信託関係)

1．運用目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,490	△9

2．満期保有目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）
該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年３月31日現在）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

（単位：百万円）

繰延税金資産	
貸倒引当金等	4,928
有価証券関連	803
ソフトウェア関連支出等	562
退職給付引当金	1,273
賞与引当金	370
減価償却費	206
繰延ヘッジ損益	901
その他	1,200
繰延税金資産小計	10,245
評価性引当額	△2,839
繰延税金資産合計	7,406
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11,338
不動産圧縮積立金	△185
資産除去債務	△76
前払年金費用	△2,720
繰延税金負債合計	△14,321
繰延税金負債の純額	△6,915

２．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.06％から、平成28年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.69％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.46％となります。この税率変更により、繰延税金負債（純額）は394百万円減少し、その他有価証券評価差額金は595百万円増加し、繰延ヘッジ損益は46百万円減少し、法人税等調整額は154百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は222百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	6,677円19銭
１株当たりの当期純利益金額	336円50銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	336円27銭

第93期末（平成28年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	149,402	預金	3,845,034
買入金銭債権	11,553	譲渡性預金	155,827
商品有価証券	495	債券貸借取引受入担保金	7,257
金銭の信託	1,490	借用金	18,494
有価証券	764,664	外国為替	336
貸出金	3,319,167	社債	25,000
外国為替	2,315	その他負債	23,490
リース債権及びリース投資資産	19,125	賞与引当金	1,253
その他資産	21,071	役員賞与引当金	10
有形固定資産	37,584	退職給付に係る負債	4,363
建物	10,332	利息返還損失引当金	57
土地	25,146	睡眠預金払戻損失引当金	539
その他の有形固定資産	2,105	ポイント引当金	68
無形固定資産	3,176	偶発損失引当金	412
ソフトウェア	2,997	繰延税金負債	5,727
その他の無形固定資産	178	再評価に係る繰延税金負債	4,227
退職給付に係る資産	5,173	支払承諾	7,730
繰延税金資産	1,233	負債の部合計	4,099,830
支払承諾見返	7,730		
貸倒引当金	△15,273	（純資産の部）	
		資本金	45,743
		資本剰余金	38,351
		利益剰余金	113,922
		自己株式	△804
		株主資本合計	197,213
		その他有価証券評価差額金	27,116
		繰延ヘッジ損益	△2,056
		土地再評価差額金	8,286
		退職給付に係る調整累計額	△2,712
		その他の包括利益累計額合計	30,633
		新株予約権	74
		非支配株主持分	1,157
		純資産の部合計	229,078
資産の部合計	4,328,909	負債及び純資産の部合計	4,328,909

第93期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**74,334**
資金運用収益	**46,506**	
貸出金利息	38,416	
有価証券利息配当金	7,776	
コールローン利息及び買入手形利息	43	
預け金利息	17	
その他の受入利息	252	
役務取引等収益	**12,478**	
その他業務収益	**2,497**	
その他経常収益	**12,851**	
償却債権取立益	457	
その他の経常収益	12,393	
経常費用		**55,561**
資金調達費用	**2,921**	
預金利息	1,660	
譲渡性預金利息	140	
コールマネー利息及び売渡手形利息	5	
債券貸借取引支払利息	22	
借用金利息	161	
社債利息	221	
その他の支払利息	706	
役務取引等費用	**3,926**	
その他業務費用	**1,337**	
営業経費	**36,206**	
その他経常費用	**11,169**	
貸倒引当金繰入額	1,495	
その他の経常費用	9,674	
経常利益		**18,772**
特別利益		**1,345**
固定資産処分益	0	
退職給付制度改定益	1,345	
特別損失		**23**
固定資産処分損	23	
税金等調整前当期純利益		**20,095**
法人税、住民税及び事業税	**5,332**	
法人税等調整額	**2,103**	
法人税等合計		**7,436**
当期純利益		**12,658**
非支配株主に帰属する当期純利益		**94**
親会社株主に帰属する当期純利益		**12,563**

第93期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	45,743	38,351	104,042	△802	187,334
当期変動額					
剰余金の配当			△2,682		△2,682
親会社株主に帰属する当期純利益			12,563		12,563
自己株式の取得				△11	△11
自己株式の処分		△0		9	8
利益剰余金から資本剰余金への振替		0	△0		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	9,880	△1	9,878
当期末残高	45,743	38,351	113,922	△804	197,213

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	32,976	△1,190	8,064	1,073	40,922	58	1,061	229,377
当期変動額								
剰余金の配当								△2,682
親会社株主に帰属する当期純利益								12,563
自己株式の取得								△11
自己株式の処分								8
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,859	△866	222	△3,785	△10,288	16	95	△10,177
当期変動額合計	△5,859	△866	222	△3,785	△10,288	16	95	△298
当期末残高	27,116	△2,056	8,286	△2,712	30,633	74	1,157	229,078

第93期（平成28年３月31日現在）連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。また、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

連結計算書類の作成方針

１．連結の範囲に関する事項

（１）連結される子会社及び子法人等　６社

会社名　　ぶぎん保証株式会社
ぶぎん総合リース株式会社
むさしのカード株式会社
ぶぎんシステムサービス株式会社
株式会社ぶぎん地域経済研究所
株式会社ぶぎんキャピタル

（２）非連結の子会社及び子法人等　１社

会社名　　むさしの地域創生推進ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

なお、むさしの地域活性化ファンド２号投資事業有限責任組合は当連結会計年度中に解散しております。

２．持分法の適用に関する事項

（１）持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

（２）持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

（３）持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　　１社

会社名　　むさしの地域創生推進ファンド投資事業有限責任組合

なお、むさしの地域活性化ファンド２号投資事業有限責任組合は当連結会計年度中に解散しております。

（４）持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は一致しております。

３月末日　　６社

会計方針に関する事項

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし

時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
（2）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4．固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　　物　　15年～50年
そ の 他　　４年～20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
（2）無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
5．貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,745百万円であります。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
6．賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
7．役員賞与引当金の計上基準
連結される子会社及び子法人等の役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
8．利息返還損失引当金の計上基準
連結される子会社及び子法人等の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

9．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
10．ポイント引当金の計上基準
ポイント引当金は、連結される子会社及び子法人等が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの将来の利用による負担に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
11．偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会等に対する責任共有制度負担金及び保証協会負担金等の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。
12．退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
なお、退職給付に係る負債の当連結会計年度末残高には執行役員分65百万円が含まれております。
また、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
（追加情報）
（退職給付制度の一部改定）
当行及び連結子会社は、平成28年１月１日付で退職給付制度を一部改定しております。
これにより、当行は、退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行するとともに、退職一時金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度についてポイント制を導入いたしました。
また、当行及び連結子会社は、確定給付企業年金制度における給付利率を引下げいたしました。
移行等に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号平成14年１月31日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号平成19年２月７日改正）を適用しております。
これにより、当連結会計年度において特別利益1,345百万円を計上しております。
なお、ポイント制の導入及び確定給付企業年金制度における給付利率の引下げにより過去勤務費用△1,588百万円が発生しております。
13．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
14．リース取引の処理方法
（貸手側）
リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年３月30日）適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。
なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前当期純利益は９百万円増加しております。
15．収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
16．重要なヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
なお、一部の資産については金利スワップの特例処理を行っております。
また、連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。

17. 消費税等の会計処理
当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。
企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-２項（4）、連結会計基準第44-５項（4）及び事業分離等会計基準第57-４項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。
なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）
（1）概要
本適用指針は、主に日本公認会計士協会　監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。
（2）適用予定日
当行は、当該適用指針を平成28年４月１日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。
（3）当該会計基準等の適用による影響
当該適用指針の適用による影響額は、評価中であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）
１．関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）　196百万円
２．貸出金（求償債権等を含む。以下３.、４.同じ。）のうち、破綻先債権額は1,719百万円、延滞債権額は52,263百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利

息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は115百万円であります。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,832百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,930百万円であります。
なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,522百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	52,928百万円
担保資産に対応する債務	
預金	3,860百万円
債券貸借取引受入担保金	7,257百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券17,199百万円を差し入れております。
また、その他資産には、保証金2,435百万円が含まれております。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、333,426百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが307,468百万円あります。なお、このほかに総合口座の当座貸越契約に係る融資未実行残高が303,954百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は9,818百万円であります。

10. 有形固定資産の減価償却累計額　　27,653百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額　　1,469百万円
12. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は10,197百万円であります。

（連結損益計算書関係）

１．「その他の経常収益」には、株式等売却益1,683百万円、リース料収入6,750百万円及び延払収入2,336百万円を含んでおります。
２．「営業経費」には、給料・手当15,511百万円、退職給付費用251百万円及び外注委託料4,549百万円を含んでおります。
３．「その他の経常費用」には、貸出金償却11百万円、その他の債権売却損等278百万円、株式等売却損160百万円、株式等償却１百万円、リース原価6,092百万円及び延払原価2,210百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

		当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式						
	普通株式	33,805	—	—	33,805	
	合計	33,805	—	—	33,805	
自己株式						
	普通株式	271	2	3	270	（注）
	合計	271	2	3	270	

（注）　自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

２．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	—					74	
合計		—					74	

3．配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,341百万円	40円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日
平成27年11月11日 取締役会	普通株式	1,341百万円	40円	平成27年 9月30日	平成27年 12月10日
合計		2,682百万円			

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,676百万円	利益剰余金	50円	平成28年 3月31日	平成28年 6月29日

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行並びに連結される子会社及び子法人等６社で構成され、埼玉県を中心に、預金業務及び貸出金業務を主体としつつ、有価証券業務のほか、リース業務、信用保証業務などの金融サービスにかかる業務を行っております。

当行においては、預金や譲渡性預金のほか、劣後特約付借入金・社債などによる資金調達を行い、その一方でそれら調達した資金を貸出金や有価証券投資等で運用しているため、金融資産及び金融負債を適切に管理・コントロールする総合的な管理（ＡＬＭ）を行っております。

また、これら業務を行っていく上で生じる様々なリスクに対し、当行では「統合的リスク管理規程」を定め、直面するリスクに関して、各リスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、経営体力と比較・対照する自己管理型のリスク管理を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金であり、債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当決算日現在における貸出金のうち、76.6%は中小企業等に対するものであり、個人・中小企業を巡る経済環境等の状況の変化により、貸出条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、投資有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、一部の連結される子会社及び子法人等でも保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方で、預金や譲渡性預金及び劣後特約付借入金・社債などは、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の調達においては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、ＡＬＭの一環で行っている金利スワップ取引があります。当行では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融資産と金融負債の金利又は期間のミスマッチから生じる金利リスクの回避を目的としてヘッジ会計を適用しております。ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しておりますが、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、金利リスクに晒されております。

これらのリスクに対し、当行では、「統合的リスク管理」において、経済・金融情勢等の変化に対応できるよう様々なリスクを統合的に把握し、経営体力に応じた適正な範囲・規模で管理・コントロールするととも

に、リスク・リターンの関係を踏まえた適切な管理運営を行っております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行は、与信業務に関する管理規程及び信用リスクに関する管理規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定・管理、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、営業関連部門及び営業部門から独立した本部貸出承認部門により行われ、また、定期的に経営陣による経営会議や取締役会を開催し、審査・報告を行っております。さらに与信管理の状況については、資産監査部門が監査しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

（ⅰ）金利リスクの管理

当行は、ＡＬＭにかかる経営会議において金利の変動リスクを管理しております。また、市場リスク管理に関する規程及び要領等により、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会において決定された内部管理方針に基づき、ＡＬＭにかかる経営会議においてリスクの状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

リスク管理部門は、金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでＡＬＭにかかる経営会議、取締役会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするため金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

（ⅱ）為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクを減殺する目的で、通貨スワップ、為替予約等を利用しております。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品のリスクについては、内部管理方針に基づき、ＡＬＭにかかる経営会議、取締役会の監督の下で管理しております。当行が保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、総合企画部門等が取引先の市場環境や財務状況などを定期的にモニタリングしております。

（ⅳ）デリバティブ取引

金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制を確立しております。

（ⅴ）市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数のうち金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のうちの債券、「銀行業における預金」、「借用金」、「社債」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、株価リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうちの株式・投資信託の一部であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスク量（損失額の推計値）について、分散共分散法によるＶａＲ（信頼区間99%、観測期間５年）により管理しております。

当該市場リスク量を算定するにあたっての保有期間は、貸出金・預金・有価証券のうち円建債券は６ヶ月、政策株式は１年、純投資株式・投資信託・外国証券は３ヶ月を採用しております。

また、預金のうち要求払預金については、コア預金内部モデルにより推定した満期をもとに、市場リスク量を算定しております。

平成28年３月31日（当期の連結決算日）現在で当行の市場リスク量は、全体で39,442百万円（金利リスク11,086百万円、株価等のリスク28,356百万円）であります。

当該市場リスク量は、金利・株価等の相関は考慮しておりません。

なお、当行では、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、

ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ＡＬＭを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金預け金	149,402	149,402	△0
(2) コールローン及び買入手形	—	—	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	16,898	16,955	57
その他有価証券	745,324	745,324	—
(4) 貸出金	3,319,167		
貸倒引当金（＊1）	△10,469		
	3,308,697	3,338,922	30,225
資産計	4,220,322	4,250,605	30,282
(1) 預金	3,845,034	3,845,464	430
(2) 譲渡性預金	155,827	155,849	22
負債計	4,000,861	4,001,313	452
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	852	852	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,958)	(3,195)	(237)
デリバティブ取引計	(2,105)	(2,342)	(237)

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　) で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（２）コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（３ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（３）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、契約期間が３ヵ月以内のものは、短期間で市場金利を反映するため、対象先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、契約期間が３ヵ月を超えるものは、自行保証付私募債の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規取扱いを行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する自行保証付私募債については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

（４）貸出金

貸出金のうち、金利更改期間が３ヵ月以内の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。金利更改期間が３ヵ月を超える変動金利によるもの及び固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、固定約定期間が短期間（３ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

（１）預金、及び（２）譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（３ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（３）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
①　非上場株式（＊１）（＊２）	1,748
②　組合出資金（＊３）	693
合計	2,441

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度において、非上場株式１百万円について減損処理をしております。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３） 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預け金	115,828	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	—	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	4,294	6,954	5,336	311	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	59,403	217,582	202,134	55,119	41,947	81,502
貸出金（＊）	781,979	624,969	479,343	306,682	353,778	698,102
合計	961,505	849,506	686,815	362,112	395,726	779,605

（＊） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない52,711百万円、期間の定めのないもの21,599百万円は含めておりません。

（注４） 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預金（＊）	3,631,657	189,808	23,568	—	—	—
譲渡性預金	155,827	—	—	—	—	—
合計	3,787,484	189,808	23,568	—	—	—

（＊） 預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成28年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
売買目的有価証券	1

2．満期保有目的の債券（平成28年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時　価 （百万円）	差　額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	6,200	6,247	46
	社債	4,343	4,377	34
	小計	10,544	10,624	80
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	6,353	6,330	△23
	小計	6,353	6,330	△23
合計		16,898	16,955	57

3．その他有価証券（平成28年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差　額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	41,251	18,804	22,447
	債券	515,247	499,655	15,591
	国債	206,717	199,183	7,534
	地方債	132,992	128,907	4,084
	社債	175,537	171,564	3,972
	その他	121,120	117,033	4,086
	小計	677,619	635,493	42,125
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,088	8,586	△1,498
	債券	4,897	4,901	△4
	国債	—	—	—
	地方債	1,098	1,100	△1
	社債	3,798	3,801	△2
	その他	66,815	68,701	△1,886
	小計	78,800	82,189	△3,388
合計		756,420	717,683	38,736

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）
社債	195	196	1
合計	195	196	1

（売却の理由）私募債の買入消却によるものであります。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	3,693	1,512	160
債券	67,028	932	384
国債	52,252	736	375
地方債	11,010	131	—
社債	3,765	64	8
その他	19,127	442	547
合計	89,849	2,888	1,092

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含めて開示しております。

6．保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。
当連結会計年度における減損処理額はありません。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。
ア　期末時価が帳簿価額の50％以上下落した場合
イ　期末時価が帳簿価額の30％以上50％未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合
①　時価が過去１年間にわたり帳簿価額の30％以上下落、又は格付の著しい低下
②　発行会社が債務超過
③　発行会社が２期連続の赤字決算

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,490	△9

2．満期保有目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）
該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年３月31日現在）
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年３月29日に成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.06%から、平成28年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.69%に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.46%となります。この税率変更により、繰延税金負債(純額)は306百万円減少し、その他有価証券評価差額金は598百万円増加し、繰延ヘッジ損益は46百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は62百万円減少し、法人税等調整額は182百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は222百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(１株当たり情報)

１株当たりの純資産額	6,794円31銭
１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	374円65銭
潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	374円39銭

(ストック・オプション等関係)

１．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名(平成28年３月31日現在)

営業経費　24百万円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況(平成28年３月31日現在)

(１)ストック・オプションの内容

	株式会社武蔵野銀行 第１回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第２回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第３回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役７名	当行取締役７名	当行取締役７名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式10,300株	普通株式12,100株	普通株式8,800株
付与日	平成23年７月27日	平成24年７月30日	平成25年７月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成23年７月28日から平成48年７月27日まで	平成24年７月31日から平成49年７月30日まで	平成25年８月１日から平成50年７月31日まで

	株式会社武蔵野銀行 第４回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第５回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役７名	当行取締役７名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式7,600株	普通株式5,700株
付与日	平成26年７月30日	平成27年７月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成26年７月31日から平成51年７月30日まで	平成27年７月30日から平成52年７月29日まで

(注)　株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	株式会社武蔵野銀行 第１回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第２回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第３回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	3,300	6,700	5,900
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	1,300	1,000
未確定残	3,300	5,400	4,900
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	1,300	1,000
権利行使	—	1,300	1,000
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	株式会社武蔵野銀行 第４回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第５回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	7,600	—
付与	—	5,700
失効	—	—
権利確定	1,000	—
未確定残	6,600	5,700
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	1,000	—
権利行使	1,000	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	株式会社武蔵野銀行 第１回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第２回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第３回新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	―円	4,850円	4,850円
付与日における公正な評価単価	2,558円	1,934円	3,161円

	株式会社武蔵野銀行 第４回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第５回新株予約権
権利行使価格	1円	1円
行使時平均株価	4,850円	―円
付与日における公正な評価単価	3,185円	4,423円

（注） １株当たりに換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第５回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

（１）使用した評価技法　ブラック・ショールズ式

（２）主な基礎数値及びその見積方法

	株式会社武蔵野銀行第５回新株予約権
株価変動性（注１）	28.519%
予想残存期間（注２）	4.888年
予想配当（注３）	80円
無リスク利子率（注４）	0.094%

（注）１．予想残存期間4.888年に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。
２．過去13.087年間に退任した取締役等の平均在任期間を予想残存期間とする方法で見積もっております。
３．平成27年３月期の配当実績によります。
４．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法（平成28年３月31日現在）

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

株式会社　武蔵野銀行
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　水守　理智	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　大村　真敏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　細野　和也	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社武蔵野銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

株式会社　武蔵野銀行
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水守　理智　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大村　真敏　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　細野　和也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社武蔵野銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社武蔵野銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一　取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び各営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役等から報告を受け、また、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受けたほか、必要に応じて営業店監査の実施に立会い説明を求めました。

三　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、会計監査人に対する金融庁の業務改善命令（平成27年12月22日付）に関して、会計監査人から平成28年１月29日付で金融庁に対し提出している業務改善計画の内容及びその進捗状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

株式会社武蔵野銀行　監査役会

常勤監査役　清　水　秀　美　㊞

常勤監査役　石　川　　誠　㊞

社外監査役　黒　石　　輯　㊞

社外監査役　毛　塚　富　雄　㊞

社外監査役　田　村　健　次　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当行は、利益配分につきましては、地域金融機関として経営の健全性と安定した収益を確保し、内部留保による財務体質の強化を図るとともに、株主の皆さまに報いるため利益の状況や経営環境等を総合的に考慮した上で、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、第93期の期末配当につきましては、中期経営計画「ＭＶＰ　１／３（ワンサード)」の最終年度の業績を踏まえ、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、１株当たりの配当金を普通配当40円に特別配当10円を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

また、剰余金の処分につきましては、財務体質の強化に努める観点より繰越利益剰余金から別途積立金へ90億円を積立てさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式１株につき50円

総額　　1,676,751,400円

（注）　中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、１株につき90円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年６月29日

２．剰余金の処分に関する事項

（１）増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　9,000,000,000円

（２）減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　9,000,000,000円

第２号議案　監査役２名選任の件

監査役清水秀美、石川誠の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	石川（いしかわ）　誠（まこと） (昭和27年１月５日生) 再任	昭和50年４月　当行入行 平成８年２月　当行桶川支店長 平成12年４月　当行リスク管理部長 平成17年７月　当行執行役員総合企画部長 平成20年６月　当行常務取締役 平成25年６月　当行専務取締役 平成26年６月　当行監査役（現任）	6,800株
	【監査役候補者とした理由】 リスク管理部長、執行役員総合企画部長、常務取締役、専務取締役を歴任し銀行業務全般に精通しているほか、平成26年６月より当行監査役を務めており、引き続き監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査役候補者としました。		
2	剱持（けんもち）　好郎（よしお） (昭和31年12月８日生) 新任	昭和54年４月　当行入行 平成15年４月　当行人事部次長 平成19年４月　当行与野支店長 平成21年６月　当行人事部長 平成23年７月　当行執行役員人事部長 平成26年４月　当行執行役員監査部長 平成27年４月　当行常務執行役員事務集中部長（現任）	2,300株
	【監査役候補者とした理由】 人事部次長、与野支店長、執行役員人事部長、執行役員監査部長、常務執行役員事務集中部長等を歴任し、銀行業務全般に精通しており、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査役候補者としました。		

（注）　監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当行の取締役（社外取締役及び海外居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成されていますが、新たに、当行の取締役を対象に、業績目標の達成度等に応じて当行株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

なお、本議案の承認可決を条件として、平成23年６月29日開催の第88回定時株主総会においてご承認いただきました株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は廃止し、当行の取締役に対して新規の発行を行わないものとします。

本制度の導入は、当行取締役の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、平成23年６月29日開催の第88回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額350百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給することを提案いたします。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、７名となります。

２．本制度における報酬等の額・内容等

（１）本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役に当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は（2）以降のとおり。）

①本議案の対象となる当行株式等の交付等の対象者	・当行の取締役（社外取締役および海外居住者を除く）。

②本議案の対象となる当行株式が発行済株式の総数に与える影響	
当行が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	・３事業年度を対象として、合計300百万円
取締役が取得する当行株式等の数の上限及び当行株式の取得方法（下記（3）のとおり。）	・取締役に付与されるポイント数の上限は１年当たり17,000ポイント ・上限となるポイントに相当する株数は１年当たり17,000株であり、発行済株式の総数（平成28年３月31日時点であり、自己株式控除後）に対する割合は約0.05％ ・当行株式は、株式市場又は当行（自己株式処分）から取得予定

③業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	・中期経営計画に定める年度毎の目標値（当期純利益の計画値等）の達成度に応じて変動

④取締役に対する当行株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	・退任時

（2）当行が拠出する金員の上限

当行は、連続する３事業年度（当初は平成29年３月末日で終了する事業年度から平成31年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各３事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当行は、対象期間ごとに合計300百万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間３年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本（2）第３段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を株式市場又は当行(自己株式処分）から取得します。当行は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(3）のとおり。）の付与を行い、信託期間中、当行株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の３事業年度を対象期間とします。当行は、延長された信託期間ごとに、合計300百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、延長された信託期間中、当行株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭(以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、300百万円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役に対する当行株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（3）取締役が取得する当行株式等の数の上限

当行取締役に対して交付等が行われる当行株式等の数は、役位や業績目標（中期経営計画に定める年度毎の目標値（当期純利益の計画値等））の達成度等に応じ、信託期間中の毎年一定の時期に付与されるポイントに基づき、定まります（事業年度の途中で退任、死亡又は国内非居住者となった取締役に対しては、その時点において、在任月数に応じた月割の計算を行ってポイントを付与する。）。なお、１ポイント＝１株とし、本信託に属する当行株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当行は、その増加又は減少の割合に応じて、１ポイント当たりに交付等が行われる当行株式の数を調整します。

本信託において取締役に付与される年間のポイント数の総数は17,000ポイントを上限といたします。この場合、本信託から取締役に交付等が行われる当行株式等の総数は、１年当たり17,000株となります。この上限交付株式数は、上記（2）の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

（4）取締役に対する当行株式等の交付等の時期
　受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記（3）に基づき算出される数の当行株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、当該ポイントの50％（単元未満株式は切り捨て）の当行株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。
　なお、信託期間中に取締役が死亡した場合、その時点で付与されているポイントに応じた当行株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。信託期間中に取締役が国内非居住者となった場合、その時点で付与されているポイントに応じた当行株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。
（5）本信託内の当行株式に関する議決権
　本信託内にある当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。
（6）その他の本制度の内容
　本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

　なお、本制度の詳細については、「取締役向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（後記ご参考：平成28年５月13日付プレスリリースの抜粋）をご参照ください。

（ご参考：平成28年５月13日付プレスリリースの抜粋）
本制度の概要

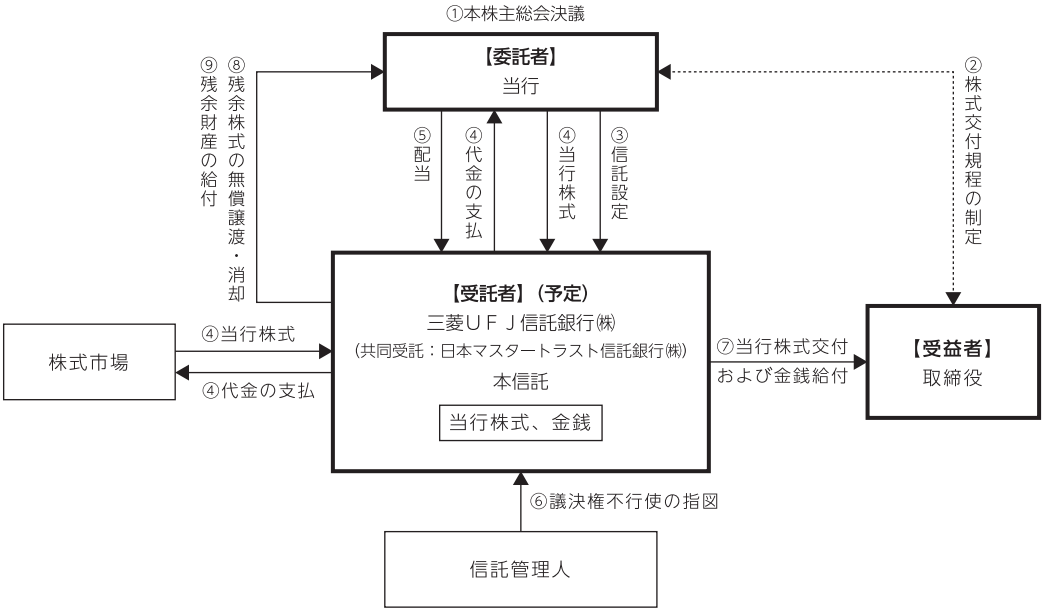

① 当行は、本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の決議を得ます。
② 当行は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
③ 当行は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当行株式を当行（自己株式処分）または株式市場から取得します。
⑤ 本信託内の当行株式に対しても、他の当行株式と同様に配当が行われます。
⑥ 本信託内の当行株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
⑦ 信託期間中、役位や業績目標の達成度等に応じて、取締役に一定のポイント数が付与されます。また、受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、信託契約の定めに従い、付与されたポイント数の50％に相当する当行株式（単元未満株数は切り捨て）が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当行株式については、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
⑧ 信託期間中の業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
⑨ 本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で、帰属権利者たる当行に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当行および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

（ご参考）信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
③委託者	当行
④受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（予定） (共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定))
⑤受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	専門実務家であって、当行と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	平成28年９月１日（予定）
⑧信託期間	平成28年９月１日（予定）～平成31年８月末日（予定）
⑨制度開始日	平成28年９月１日（予定）
⑩議決権行使	議決権は行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当行普通株式
⑫信託金上限額	300百万円（予定）(信託報酬・信託費用を含む。)
⑬株式の取得方法	当行（自己株式処分）または株式市場から取得 ※取得方法の詳細は株主総会決議後に改めて当行で決定し、開示予定。
⑭帰属権利者	当行
⑮残余財産	帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
②株式関連事務	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当行株式の交付事務を行う予定です。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．インターネットによる議決権行使について

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

（2）パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネットによる議決権行使は、平成28年６月27日（月曜日）の午後５時40分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

（1）議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5．議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

＜インターネットによる議決権行使のシステム等に関するお問い合わせ＞

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電　話　0120－173－027（フリーダイヤル）

受付時間　9：00～21：00

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地８（大宮駅西口　国道17号線角）
　　武蔵野銀行本店　３階ホール
電話　(048)641-6111 (代表)



※JR大宮駅西口より徒歩約５分